

交通安全情報



警視庁交通部

歩行者の安全を守りましょう！

～歩行者の側方通過～

- ✓ 歩行者との間に安全な間隔を保てない場合は徐行（ただちに停止できる速度）してください。
- ✓ すべての車両が対象です（自転車も電動キックボードも例外ではありません）。



道路交通法第18条第2項において歩行者の側方を通過するときは、安全な間隔を保持するか、または徐行しなければならないと定められています。

♠反則金（普通車の場合）7,000円 ♠行政点数2点

警視庁交通部
特設サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！
TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>

